

秋田県告示第147号

秋田県児童会館条例（平成17年秋田県条例第72号）第11条第1項の規定により、次のとおり秋田県児童会館の使用に係る利用料金を承認したので、同条第3項の規定により、公告する。

承認した秋田県児童会館の使用に係る利用料金は、令和5年4月1日から適用する。

令和5年3月31日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 ホールの利用料金（令和5年4月1日（土）から同年6月30日（金）まで）

区 分	利用料金の額			
	午前9時から から正午まで	正午から午後 5時まで	午前9時前及 び午後5時後 の時間1時間 につき	
入場料を徴収しない場合又は入 場料1人当たりの最高額が300円 以下の場合	児童の健全な育成のために利用 するとき	9,210円	15,350円	3,070円
	その他の目的のために利用する とき（平日）	13,770円	22,950円	4,590円
	その他の目的のために利用する とき（休日）	16,520円	27,540円	5,500円
入場料1人当たりの最高額が301 円以上1,000円以下の場合	児童の健全な育成のために利用 するとき	15,450円	25,750円	5,150円
	その他の目的のために利用する とき（平日）	20,670円	34,450円	6,890円
	その他の目的のために利用する とき（休日）	24,800円	41,340円	8,260円
入場料1人当たりの最高額が 1,001円以上の場合	児童の健全な育成のために利用 するとき	18,390円	30,650円	6,130円
	その他の目的のために利用する とき（平日）	27,480円	45,800円	9,160円
	その他の目的のために利用する とき（休日）	32,970円	54,960円	10,990円

ホールの利用料金（令和5年7月1日（土）以降）

区 分	利用料金の額			
	午前9時から から正午まで	正午から午後 5時まで	午前9時前及 び午後5時後 の時間1時間 につき	
入場料を徴収しない場合又は入 場料1人当たりの最高額が300円 以下の場合	児童の健全な育成のために利用 するとき	11,040円	18,400円	3,680円
	その他の目的のために利用する とき（平日）	16,500円	27,500円	5,500円
	その他の目的のために利用する とき（休日）	19,800円	33,000円	6,600円
入場料1人当たりの最高額が301 円以上1,000円以下の場合	児童の健全な育成のために利用 するとき	18,540円	30,900円	6,180円
	その他の目的のために利用する とき（平日）	24,780円	41,300円	8,260円
	その他の目的のために利用する とき（休日）	29,730円	49,550円	9,910円
入場料1人当たりの最高額が 1,001円以上の場合	児童の健全な育成のために利用 するとき	22,050円	36,750円	7,350円
	その他の目的のために利用する とき（平日）	32,970円	54,950円	10,990円

	その他の目的のために利用するとき（休日）	39,540円	65,900円	13,180円
--	----------------------	---------	---------	---------

備考

- (1) 休日とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。
- (2) この表において「入場料」とは、使用者がいずれの名義であるかを問わず、ホールの入場者から徴収するその入場の対価をいう。
- (3) 使用者が入場料を徴収しない場合又は1人当たりの最高額が1,000円以下の入場料を徴収する場合で、営業その他これに類する目的をもって利用するときは、入場料1人当たりの最高額が1,001円以上の場合の利用料金を徴収する。

2 冷暖房設備の利用料金

区 分	利用料金の額（1時間につき）	
	児童の健全な育成のために利用するとき	その他の目的のために利用するとき
ホール	2,000円	2,100円

備考 利用時間が1時間未満であるときは1時間とし、利用時間に1時間未満の端数があるときは当該端数を1時間とする。

3 ピアノ及び電子オルガンの利用料金

区 分	利用料金の額（1台1時間につき）	
	児童の健全な育成のために利用するとき	その他の目的のために利用するとき
グランドピアノ	1,600円	1,700円
アップライトピアノ	520円	580円
電子オルガン	1,600円	1,700円

備考 利用時間が1時間未満であるときは1時間とし、利用時間に1時間未満の端数があるときは当該端数を1時間とする。

4 拡声設備、照明設備、映写設備及び舞台設備の利用料金

区 分	利用の単位	利用料金の額						
		午前9時から正午まで		正午から午後5時まで		午前9時前及び午後5時後の時間1時間につき		
		児童の健全な育成のために利用するとき	その他の目的のために利用するとき	児童の健全な育成のために利用するとき	その他の目的のために利用するとき	児童の健全な育成のために利用するとき	その他の目的のために利用するとき	
拡声設備	音響装置（マイク1本付き）	1式につき	1,590円	1,710円	2,650円	2,850円	530円	570円
	テープレコーダー	1台につき	840円	900円	1,400円	1,500円	280円	300円
	コンパクトディスクプレーヤー		840円	900円	1,400円	1,500円	280円	300円
	ミニディスクプレーヤー		840円	900円	1,400円	1,500円	280円	300円
	ワイヤレスマイク	1個につき	840円	900円	1,400円	1,500円	280円	300円
	マイク	1本につき						

			510円	570円	850円	950円	170円	190円	
	移動型スピーカー	1台につき							
	跳ね返りスピーカー		240円	270円	400円	450円	80円	90円	
照明設備	第1ボーダーライト	1式につき	1,020円	1,110円	1,700円	1,850円	340円	370円	
	第2ボーダーライト		1,020円	1,110円	1,700円	1,850円	340円	370円	
	プロセニウムライト		1,020円	1,110円	1,700円	1,850円	340円	370円	
	第1サスペンションライト		1,020円	1,110円	1,700円	1,850円	340円	370円	
	第2サスペンションライト		1,020円	1,110円	1,700円	1,850円	340円	370円	
	ホリゾンライト		1,590円	1,710円	2,650円	2,850円	530円	570円	
	シーリングスポットライト		1,590円	1,710円	2,650円	2,850円	530円	570円	
	フロントサイドスポットライト(4列)		840円	900円	1,400円	1,500円	280円	300円	
	センターピンスポットライト(2列)		660円	720円	1,100円	1,200円	220円	240円	
	天井反射板ライト		510円	570円	850円	950円	170円	190円	
	トーマンタルライト(2列)		300円	360円	500円	600円	100円	120円	
	バルコ								

ニース ポット ライト (6列)	510円	570円	850円	950円	170円	190円
花道フ ット ライト (2列)	90円	120円	150円	200円	30円	40円
花道上 部フッ トライ ト(4 列)	300円	360円	500円	600円	100円	120円
ローア ホリゾ ンライ ト(8 本)	510円	540円	850円	900円	170円	180円
フット ライト (2列)	300円	360円	500円	600円	100円	120円
とつ 平凸 8イン チレン ズスポ ット ライト (移動 式)	600円	690円	1,000円	1,150円	200円	230円
フレネ ル8イ ンチレ ンズス ポット ライト (移動 式)	720円	840円	1,200円	1,400円	240円	280円
とつ 平凸 6イン チレン ズスポ ット ライト (移動 式)	150円	180円	250円	300円	50円	60円
フレネ ル6イ ンチレ ンズス						

	ポットライト (移動式)		150円	180円	250円	300円	50円	60円
	フットスポットライト (移動式)		150円	180円	250円	300円	50円	60円
	ディスクマシン		420円	450円	700円	750円	140円	150円
	スパイルマシン		420円	450円	700円	750円	140円	150円
	フィルムマシン		420円	450円	700円	750円	140円	150円
映写設備	16ミリ用映写機 (スクリーンを含む。)	1式につき	1,920円	2,100円	3,200円	3,500円	640円	700円
	プロジェクター (スクリーンを含む。)		300円	330円	500円	550円	100円	110円
舞台設備	金びょうぶ	1双につき	660円	720円	1,100円	1,200円	220円	240円
	所作台 平台	1式につき	1,920円	2,100円	3,200円	3,500円	640円	700円
			660円	720円	1,100円	1,200円	220円	240円
	オーケストラピット	1基につき	2,520円	2,790円	4,200円	4,650円	840円	930円
	舞台せり上げ装置		660円	720円	1,100円	1,200円	220円	240円
	音響反射板	1式につき	1,230円	1,380円	2,050円	2,300円	410円	460円
	バック幕 暗転幕	1枚につき	240円	270円	400円	450円	80円	90円
			240円	270円	400円	450円	80円	90円

5 持込み器具に係る電力設備の利用料金

区 分	利用料金の額 (1時間につき)	
	児童の健全な育成のために利用するとき	その他の目的のために利用するとき
持込み器具の定格消費電力の合計が1回路につき1キロワット未満	30円	30円
持込み器具の定格消費電力の合計が1回路につき1キロワット以上3キロワット未満	100円	100円

持込み器具の定格消費電力の合計が1回路につき3キロワット以上 5キロワット未満	160円	170円
持込み器具の定格消費電力の合計が1回路につき5キロワット以上	330円	350円

備考 利用時間が1時間未満であるときは1時間とし、利用時間に1時間未満の端数があるときは当該端数を1時間とする。